

議案第128号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、
産業観光部及び農業委員会事務局の所管する部分について

議案第128号令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、産業観光部及び農業委員会事務局の所管する部分についてご説明申し上げます。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、本年8月の人事院勧告に引き続き、10月の滋賀県人事委員会からの勧告に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

また、新たな人事給与制度として、より発展した人事給与制度を実施するにあたり、国家公務員の俸給表と水準の均衡を図るため、給料表の改定を行うものです。

資料「令和5年度大津市職員の給与改定について」に沿ってご説明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

(1)の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回の人事院勧告による増額改定により、行政職給料適用者では、平均引上率としては、1.11%、平均引上額は、3,427円となります。他の給料表においては記載の通りであり、実施時期は令和5年4月1日にさかのぼって遡及適用するものであります。

2ページ目をお願いいたします。

(2)の期末・勤勉手当の改定についてであります。令和5年度は12月期に、一般職は期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月、暫定再任用職員は、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

3ページ目をお願いいたします。

令和6年度における期末・勤勉手当については、令和5年度12月に引き上げた月数を、令和6年度6月及び12月に均等に配分して引上げを行います。

よって、一般職員の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.025月ずつ引き上げし、暫定再任用職員は、それぞれ0.0125月ずつ引き上げするものです。

4ページ目をお願いいたします。

(4)の給与改定率であります。給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は0.86%となり、給与改定額は3,351円となるものであります。

5ページ目をお願いいたします。

(5)の給与改定に伴う会計別所要額であります。一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が2億4,300万円余りであり、より発展した人事給与制度に伴う影響額が460万円余りであるため、合計2億4,800万円余りの所要額となるものであります。

6ページ目には、給料、地域手当、期末勤勉手当について、各会計別の影響額を記載しております。

7ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うとともに、地方自治法の改正によって令和6年4月1日からパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、本市会計年度任用職員について、令和6年度より新たに勤勉手当を支給するものです。

(1)の給料表の改定ですが、会計年度任用職員についても、国の給料表に対応して同様の改定を行います。なお、これまで、会計年度任用職員については、改定の適用時期を翌年度からとしておりましたが、国の指針等が改正され、改定の実施時期を含めて常勤職員の給与

改定に準じるよう努めるとされたことを踏まえ、常勤職員と同様に、適用の時期を令和5年4月に遡及して改定を行うものです。

なお、行政職給料表の改定額は月額8,700円から12,000円となっております。

8 ページ目をお願いいたします。

(2)の期末手当につきましては、令和5年度分として、現行の2.55月から滋賀県に準じて0.05月引き上げ、年間で2.60月の支給とします。また、令和6年度以降は、正規職員と同様の月数である2.45月で支給するものであります。これは、勤勉手当の支給が無いことへの措置として据え置いた月数について減ることによるものです。

9 ページ目をお願いいたします。

(3)の勤勉手当については、令和6年度より年間2.05月で新たに支給を開始するものであります。月数は正規職員と同様であります。

10ページ目をお願いいたします。

(4)の影響額ですが、令和5年度においては、給料・報酬が2億6600万円余り、期末手当が3500万円余り、合計で3億200万円余りの増額となるものであります。

令和6年度においては、期末手当が2200万円余りの減額、勤勉手当が6億1100万円の増額となり、差し引きで5億8800万円余りの

増額となります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約1万2千円、期末勤勉手当を含む年額では、約48万円の増額となります。

以上が、給与改定の概要でございます。

続きまして、補正予算説明書 56 ページをお願いいたします。

款5労働費、項1労働対策費、目1労働対策総務費、説明欄1、常勤職員給与費(2人)は、商工労働政策課の正規職員2人分の給与及び職員手当等の補正であり、説明欄 2、労働者対策費は、会計年度任用職員の雇用経費の補正であります。

58 ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、説明欄1、常勤職員給与費(5人)は、農業委員会事務局の正規職員5人分の給与及び職員手当等の補正であり、説明欄 2、農業委員会運営費は、会計年度任用職員の雇用経費の補正であります。

次に、目2農業総務費、説明欄1、常勤職員給与費(15人)は、農林水産課の正規職員15人分の給与及び職員手当等の補正であります。

次に、目 4 畜産業費、説明欄1、畜産振興対策費は、会計年度任用職

員の雇用経費の補正であります。

次に、目5土地改良費、説明欄1、常勤職員給与費(9人)は、田園づくり振興課の正規職員9人分の給与及び職員手当等の補正であり、説明欄 2、土地改良事業推進費は、会計年度任用職員の雇用経費の補正であります。

続きまして、項 2 林業費、目1林業振興費、説明欄1、鳥獣害対策費及び、説明欄 2、林業振興推進費は、会計年度任用職員の雇用経費の補正であります。

60 ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費、説明欄1、常勤職員給与費(12人)は、商工労働政策課の正規職員12人分の給与及び職員手当等の補正であり、説明欄 2、計量事務等推進費及び、説明欄 3、商工業振興推進費及び、説明欄 4、会計年度任用職員雇用経費は、会計年度任用職員の雇用経費の補正であります。

続きまして、項 2 観光費、目1観光費、説明欄1、常勤職員給与費(19人)は、観光振興課の正規職員19人分の給与及び職員手当等の補正であり、説明欄 2、観光振興費は、大河ドラマ館のオープニングイベントの内容確定などに伴う大河ドラマ「光る君へ」活用推進協議会負担金の増額等であります。

最後に、債務負担行為の補正につきまして、ご説明いたします。

戻りまして、6ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正、1 追加の表中、おごと温泉観光公園管理運営事業費は、指定管理者の指定に伴い、指定期間を令和 6 年4月1日から令和 11 年 3 月 31 日までとし、指定管理者管理委託料 8,505 万円の範囲で委託するものであり、次の、曳山展示館管理運営事業費は、指定管理者の指定に伴い、指定期間を令和 6 年4月1日から令和 11 年 3 月 31 日までとし、指定管理者管理委託料 5,366 万円の範囲で委託するものであります。

次に、2 変更の表中、観光交流推進事業費は、大河ドラマ「光る君へ」活用推進協議会負担金、びわ湖疏水船延伸便の運航に係る事業等に要する費用として、限度額を増額変更するものです。

以上、議案第128号令和 5 年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、産業観光部及び農業委員会事務局の所管する部分の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。